

移住支援金に係る申請要件の該当状況について

移住支援金の申請に当たっては、次の（１）及び（２）のいずれにも該当している必要があります。

（１）次のいずれかに該当している。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(b) 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等に通学していたことを含む。）。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(a) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区への通勤をしていたこと。

(b) 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等へ通学していたことを含む。）。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

c その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。